

証券コード 1833
平成25年6月5日

株 主 各 位

大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号
株式会社 奥 村 組
代表取締役社長 奥 村 太加典

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成25年6月26日（水曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号 当社本店
3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第76期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第76期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.okumuragumi.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎節電のため、当日は会場の空調を控えめに設定し、軽装（クールビズ）で対応させていただきます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。

(添付書類)

事業報告 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、海外経済の減速等の影響を受けて停滞していましたが、年度終盤には持ち直しの動きが見え始めました。建設業界においては、震災復旧・復興事業の本格化等を背景に建設投資は総じて回復基調で推移したものの、建設技能者不足に起因して収益が圧迫されるなど、引き続き厳しい経営環境に置かれました。

当社グループにおきましては、売上高は、前期に比べ9.6%増加した196,554百万円となり、売上総利益は、同21.3%増加した14,840百万円となりました。営業利益は、売上総利益の増加、販売費及び一般管理費の減少等により、前期の赤字から黒字に転じ1,339百万円、経常利益は、貸倒引当金戻入額の計上等も加えて3,563百万円、当期純利益は、2,683百万円となりました。

当社の部門別受注高・売上高・次期繰越高

(単位 百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	土木事業	77,247	69,074	72,927	73,394
	建築事業	119,391	104,947	112,031	112,307
	計	196,638	174,021	184,959	185,701
不動産事業等		—	—	7,982	—
合 計		196,638	174,021	192,941	185,701

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は8,559百万円で、このうち、主なものは賃貸用土地・建物であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と総額60億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末現在において、本契約に基づく借入金残高はありません。

(4) 対処すべき課題

わが国経済の先行きは、海外経済の持ち直しと政府の経済対策等の効果により緩やかに回復に向かうものと見られており、建設業界においては、公共投資の増加基調が継続し、民間設備投資は堅調に推移すると期待されているものの、供給過剰構造や建設技能者不足に解消の見通しが立たないことから、当面は予断を許さない状況が続くものと思われまます。

このような中、当社グループといたしましては、平成20年度より取り組んでまいりました中期5ヵ年計画における経営効率改善などの成果をベースに、顧客対応力、技術力および価格競争力の強化を通じて安定的な収益を確保し、持続的な発展の礎である経営基盤の強化を図ることを目指して、平成25年度を初年度とする中期3ヵ年計画を策定いたしました。

具体的には、土木事業につきましては、採算性および技術面における優位性等を考慮した選別受注の徹底をはじめ、総合評価落札方式や民間プロジェクトへの組織的な対応強化、提案力の向上に繋がる技術開発、さらなる原価低減活動などの施策を展開してまいります。

建築事業につきましては、顧客の潜在的なニーズに対するソリューション提供型営業の推進、免震・超高層・環境技術等の保有技術のブラッシュアップ、川上段階からの事業協力による単純価格競争の回避、今後需要の増大が見込まれる建築ストックの維持・活用分野への注力、設計および施工管理体制の強化による品質向上などの施策を展開してまいります。

不動産事業につきましては、長期的かつ安定的な収益源となる賃貸用不動産の取得に、積極的に取り組んでまいります。

当社といたしましては、今後、全役職員一丸となって中期3ヵ年計画を推進してまいり所存でありますので、株主の皆様におかれましては、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

(当社グループの財産および損益の状況の推移)

(単位 百万円)

区 分	第73期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第74期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第75期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第76期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
売 上 高	198,493	192,617	179,284	196,554
当 期 純 利 益	651	3,604	△ 2,958	2,683
1株当たり当期純利益	円 銭 3 26	円 銭 18 04	円 銭 △ 14 80	円 銭 13 43
総 資 産	241,758	229,771	216,856	234,033
純 資 産	115,468	114,387	111,714	121,923

(当社の財産および損益の状況の推移)

(単位 百万円)

区 分	第73期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第74期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第75期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第76期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
受 注 高	169,436	132,842	140,039	174,021
売 上 高	199,561	187,969	170,034	192,941
当 期 純 利 益	649	3,593	△ 3,064	2,540
1株当たり当期純利益	円 銭 3 24	円 銭 17 98	円 銭 △ 15 33	円 銭 12 71
総 資 産	236,532	224,902	212,471	230,123
純 資 産	113,319	112,187	109,424	119,474

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
奥村機械製作株式会社	100百万円	100.0%	建設資機材等の製造・販売
太平不動産株式会社	20	100.0	不動産の斡旋・販売・賃貸他

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社の2社であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、建設事業、不動産事業を主な事業の内容としております。

主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者として平成24年11月30日国土交通大臣許可（特-24）第2200号の更新許可を受け、土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者として平成24年10月5日国土交通大臣免許（12）第1688号の更新免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

(8) 従業員の状況

① 当社グループの従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
土 木 事 業	789 ^名	△4 ^名
建 築 事 業	994 ^名	△60 ^名
不 動 産 事 業	9 ^名	△3 ^名
そ の 他	63 ^名	0 ^名
合 計	1,855 ^名	△67 ^名

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,791 ^名	△66 ^名	43.1 ^歳	19.3 ^年

(9) 主要な営業所

① 当 社

本 社 大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号
東京本社 東京都港区芝五丁目6番1号
支 社 東日本支社(東京都港区) 西日本支社(大阪市)
支 店 札幌支店(札幌市) 関西支店(大阪市)
東北支店(仙台市) 広島支店(広島市)
東京支店(東京都港区) 四国支店(高松市)
名古屋支店(名古屋市) 九州支店(北九州市)
技術研究所 (つくば市)

② 子 会 社

奥村機械製作株式会社(大阪市)
太平不動産株式会社(東京都港区)

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 り そ な 銀 行	8,000 百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	6,000

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	480,376,000株
(2) 発行済株式の総数（自己株式28,609,201株を含む）	228,326,133株
(3) 株 主 数	17,879名
(4) 大 株 主	

株 主 名	持 株 数	持株比率
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C AMERICAN CLIENTS	18,920 ^{千株}	9.5%
NORTHERN TRUST CO. AVFC RE U. S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	7,736	3.9
奥 村 組 従 業 員 持 株 会	7,555	3.8
BBH/BLACKROCK GLOBAL ALLOCATION FUND, INC.	6,712	3.4
株 式 会 社 り そ な 銀 行	6,074	3.0
住 友 不 動 産 株 式 会 社	6,050	3.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,661	2.8
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,568	2.8
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	4,593	2.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,516	1.8

- (注) 1. 当社は自己株式28,609,201株を保有しておりますが、上記から除いております。
 2. 持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	奥 村 太加典		
代 表 取 締 役	平 子 高 育	管理本部長	
取 締 役	山 口 俊 男	東日本支社長	
取 締 役	青 木 浩 三	西日本支社長	
取 締 役	土 谷 誠	土木本部長	
取 締 役	高 見 一 夫	東京本社営業担当	
取 締 役	藤 岡 誠 一	建築本部長	
取 締 役	小 林 俊 雄	東日本支社副支社長	
取 締 役	水 野 勇 一	東日本支社副支社長	
取 締 役	齊 藤 洸		弁護士(齊藤・大西法律事務所代表)
常 勤 監 査 役	西 上 雄 策		
常 勤 監 査 役	竹 村 勇 二		
監 査 役	出 島 信 彦		税理士(出島信彦税理士事務所代表)
監 査 役	高 橋 義 雄		公認会計士・税理士(高橋公認会計士事務所代表)
監 査 役	伴 義 聖		弁護士(伴法律事務所代表)

- (注) 1. 取締役齊藤洸氏は、社外取締役であります。
2. 監査役出島信彦、高橋義雄、伴義聖の3氏は、社外監査役であります。
3. 取締役齊藤洸氏および監査役出島信彦、高橋義雄、伴義聖の3氏は、東京証券取引所および大阪証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 常勤監査役竹村勇二氏は、長年にわたる経理部門の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役出島信彦氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役高橋義雄氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

7. 当社は執行役員制度を導入しており、執行役員の役職および氏名は次のとおりであります。

*印は、取締役兼務であります。

*専務執行役員	(管理本部長)	平	子	高	育
*専務執行役員	(東日本支社長)	山	口	俊	男
専務執行役員	(東京本社営業担当)	橋	本		正
専務執行役員	(東京本社営業担当)	白	波	瀬	正
*専務執行役員	(西日本支社長)	青	木	浩	三
*専務執行役員	(土木本部長)	土	谷		誠
*常務執行役員	(東京本社営業担当)	高	見	一	夫
常務執行役員	(東京本社営業担当)	肥	田	明	義
*常務執行役員	(建築本部長)	藤	岡	誠	一
常務執行役員	(東京本社技術担当)	飯	田	廣	臣
常務執行役員	(西日本支社関西支店長)	山	口	慶	治
執行役員	(東京本社管理担当)	清	水	利	治
執行役員	(西日本支社広島支店長)	江	隅	幸	治
*執行役員	(東日本支社副支社長)	小	林	俊	雄
執行役員	(西日本支社九州支店長)	大	石	宏	和
執行役員	(東京本社営業担当)	栗	田	猛	志
*執行役員	(東日本支社副支社長)	水	野	勇	一
執行役員	(東日本支社東京支店長)	丸	山		豊
執行役員	(東京本社営業担当)	林		孝	憲
執行役員	(東日本支社震災復興担当)	町	田	則	幸

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 10名 183百万円

監査役 6名 46百万円

合 計 16名 230百万円 (うち社外 5名 22百万円)

(注) 上記には、平成24年6月28日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名に対する報酬等を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役齊藤冽氏の兼職先である齊藤・大西法律事務所と当社の間には特別の関係はありません。

社外監査役出島信彦氏の兼職先である出島信彦税理士事務所と当社の間には特別の関係はありません。

社外監査役高橋義雄氏の兼職先である高橋公認会計士事務所と当社の間には特別の関係はありません。

社外監査役伴義聖氏の兼職先である伴法律事務所と当社の間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	齊 藤 洸	取締役就任以降に開催された取締役会11回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	出 島 信 彦	当事業年度開催の取締役会14回、監査役会14回のすべてに出席し、主に税理士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	高 橋 義 雄	当事業年度開催の取締役会14回、監査役会14回のすべてに出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	伴 義 聖	監査役就任以降に開催された取締役会11回、監査役会10回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外役員が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定は、当該社外役員が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

46百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

46百万円

(注) 当社と会計監査人との間において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、「内部統制システムの構築の基本方針」を取締役会決議により以下のとおり定めております。

I. 基本的な考え方

当社は、絶えず変動する経営環境の中で、企業として社会的責任を果たしつつ、事業にともなうリスクを管理し収益を上げていくため、内部統制システムの適切な整備、運用を図ることとする。

II. 基本方針

＜取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制＞

(会社法第362条第4項第6号)

＜使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制＞

(会社法施行規則第100条第1項第4号)

- ① 取締役会は、法令、定款および取締役会規程の定めるところに従い、会社の業務執行方針を決定し、日常の取締役および執行役員業務執行を監督する。
- ② 取締役会における意思決定、取締役、執行役員および職員の職務の執行が法令、定款に適合することを確保するため、適宜、弁護士、公認会計士等の専門家の確認、助言を得る。
- ③ コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置付け、取締役会および代表取締役の意思決定、業務執行における諮問機関として弁護士を加えたコンプライアンス委員会を設置し、取締役中より委員長を選任する。
- ④ 独占禁止法の遵守徹底を図るため、社外有識者を招聘した談合防止専門委員会をコンプライアンス委員会の下に設置し、同法違反防止策の立案ならびにその妥当性および有効性を検証ないし確保する。
- ⑤ コンプライアンスの浸透、定着を図り、会社組織の業務執行の適正性を確保するため、経営理念、企業行動規範に基づく「コンプライアンスに関する基本規程」ほか関連規程を整備、運用するとともに、内部監査部門によるモニタリングを適時実施する。
- ⑥ 代表取締役は、反社会的勢力との関係遮断をはじめ、コンプライアンスの徹底を図るため、社内における教育、啓蒙活動に注力する。
- ⑦ 「社内通報規程」に則り、社内および弁護士事務所内に設置する窓口へ寄せられた通報に対し迅速かつ厳正に対処する。

＜取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制＞

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

- ① 取締役の職務の執行に係る情報について、法令および規則等に則り作成、保存のうえ、取締役、監査役、会計監査人等が適時閲覧できるよう管理する。
- ② 統合マネジメントシステムの運用ならびに内部監査部門によるモニタリングを通じ、法定書類等の保存期間、意思決定に係る稟議書類の整理、保管状況等の検証を行う。
- ③ 情報資産を紛失、盗難、破壊、不正アクセス等の脅威から守ることに加え、個人情報を守るため、情報セキュリティポリシーおよび個人情報保護ポリシー等に基づき管理を行う。
- ④ 株主、投資家に対し適時、正確かつ公平な情報を提供するため、情報取扱責任者およびIRチームは、ディスクロージャーポリシーに則り、情報内容を検証のうえ、所定の手続きを経て開示する。

＜損失の危機の管理に関する規程その他の体制＞

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- ① 財務報告に係る内部統制が有効に機能することを確保するため、財務報告の基本方針に則り、システムの継続的な見直しを行う。
- ② 自然災害発生時の対応マニュアルおよびクライシスコミュニケーションマニュアル等の整備、運用、さらには事業継続計画(BCP)の継続的な改善に取り組み、損失の拡大を防止する。
- ③ 事業に重大な影響を与えるリスクを日常から把握し、必要な対策を講じるため、リスクマネジメント体制の継続的な見直しを行うとともに、リスクが顕在化した場合は、迅速かつ適切な対応を行う。

＜取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制＞

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- ① 執行役員制度を採用し、取締役会による意思決定の迅速化、執行役員による業務執行の強化を図る。
- ② 代表取締役を中核とする経営委員会を設置し、取締役会に対する付議事項、および取締役会の専決とされているもの以外の会社の業務執行に関する事項を審議、決定する。
- ③ 取締役会は経営理念のもと経営目標および事業計画等を策定し、代表取締役社長以下執行役員はその達成に向け職務を遂行し、取締役会がその執行状況等を監督する。

- ④ 事業環境に適したガバナンス体制を維持するため、組織および業務の継続的な見直しを行う。

＜当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制＞

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

- ① 当社における内部統制の基本的な考え方および取り組みがグループ全体に常に浸透するよう、当社内部監査部門が中心となり子会社に対する監査、指導を行う。
- ② 当社監査役は、必要に応じ子会社に対して事業の報告を求め、またはその子会社の業務および財産の状況を調査する。
- ③ 子会社の取締役、監査役に当社の執行役員または職員を派遣し、業務執行状況を監視、監督するとともに、当社内部監査部門は、子会社を監査対象に含め、その監査結果につき適時当社の取締役会、代表取締役および監査役に報告する。

＜監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項＞

(会社法施行規則第100条第3項第1号)

＜補助使用人の取締役からの独立性に関する事項＞

(会社法施行規則第100条第3項第2号)

- ① 監査役の職務の遂行に際し、必要とする補助は内部監査部門に所属する職員が自己の職務に優先して行う。
- ② 内部監査部門に配置する職員については、業務執行部門が推薦し、監査役の了承を事前に得る。監査役から当該職員の人事に関する要求があった場合には、これに応じる。
- ③ 内部監査部門は、その独立性を確保するため業務執行部門から一線を画するとともに、所属職員の問題管理、人事考課等については監査役の確認を得る。

＜取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制＞

(会社法施行規則第100条第3項第3号)

- ① 代表取締役は、業務執行に関する方針等について監査役と意見を交換する場を設ける。
- ② 監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に資するため、経営委員会その他重要会議に監査役の出席を求める。

- ③ 監査役の求めに応じ、取締役、執行役員および職員は、職務の執行状況を報告し、重要な決裁書類等を開示するとともに、本社、支社店等および子会社における業務および財産の状況を調査し、報告する。
- ④ コンプライアンス委員会において内部統制システムの実効性にかかる審議、コンプライアンス違反行為もしくは社内通報に関する審議等を行った場合、監査役に対し、その内容について内部監査部門を通じ報告する。
- ⑤ 取締役、執行役員または職員が会社に著しい損害を及ぼす事実、もしくは職務の執行に関し重大な法令、定款違反の行為を知ったときは、直ちに監査役に報告する。

＜その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制＞

(会社法施行規則第100条第3項第4号)

- ① 監査役の職務に資するため、内部監査部門は、監査方針および監査計画等について監査役と協議するほか、内部監査結果について適時報告する。
- ② 監査役と会計監査人との連携強化を図るため、監査計画および監査実施状況等について協議する場を設ける。
- ③ 監査役が財務状況および損益状況等を適時モニタリングできる環境を提供するため、ERP基幹系システム等の継続的な見直しを行う。
- ④ 監査役5名のうち3名を社外監査役とすることにより、経営の健全性、透明性を確保する。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	141,696	流 動 負 債	95,423
現 金 預 金	13,448	支払手形・工事未払金等	47,488
受取手形・完成工事未収入金等	98,240	短 期 借 入 金	16,416
有 価 証 券	15,000	リ ー ス 債 務	31
未 成 工 事 支 出 金	8,484	未 払 法 人 税 等	226
その他のたな卸資産	3,973	未 成 工 事 受 入 金	9,145
繰 延 税 金 資 産	43	完 成 工 事 補 償 引 当 金	509
そ の 他	6,898	賞 与 引 当 金	1,886
貸 倒 引 当 金	△4,393	工 事 損 失 引 当 金	1,856
固 定 資 産	92,337	資 産 除 去 債 務	74
有 形 固 定 資 産	35,839	そ の 他	17,787
建 物 ・ 構 築 物	8,830	固 定 負 債	16,686
機 械 ・ 運 搬 具 ・ 工 具 器 具 ・ 備 品	352	長 期 借 入 金	4,128
土 地	26,362	リ ー ス 債 務	73
リ ー ス 資 産	84	繰 延 税 金 負 債	10,333
建 設 仮 勘 定	210	退 職 給 付 引 当 金	2,023
無 形 固 定 資 産	284	資 産 除 去 債 務	51
投 資 其 他 の 資 産	56,213	そ の 他	75
投 資 有 価 証 券	55,591	負 債 合 計	112,110
長 期 貸 付 金	222	純 資 産 の 部	
そ の 他	3,306	株 主 資 本	102,936
貸 倒 引 当 金	△2,907	資 本 金	19,838
		資 本 剰 余 金	25,326
		利 益 剰 余 金	70,136
		自 己 株 式	△12,365
		其 他 の 包 括 利 益 累 計 額	18,987
		其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	18,987
		純 資 産 合 計	121,923
資 産 合 計	234,033	負 債 純 資 産 合 計	234,033

連結損益計算書

(自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日)

(単位 百万円)

売 上 高		
完成工事高	184,768	
不動産事業等売上高	<u>11,785</u>	196,554
売 上 原 価		
完成工事原価	174,566	
不動産事業等売上原価	<u>7,147</u>	<u>181,714</u>
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	10,202	
不動産事業等総利益	<u>4,637</u>	14,840
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		<u>13,500</u>
営 業 利 益		1,339
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	1,031	
負ののれん償却額	283	
貸倒引当金戻入額	521	
為替差益	393	
その他	<u>243</u>	2,473
営 業 外 費 用		
支払利息	179	
支払手数料	62	
その他	<u>6</u>	<u>249</u>
経 常 利 益		3,563
特 別 利 益		
固定資産売却益	5	
投資有価証券売却益	<u>1</u>	7
特 別 損 失		
固定資産売却損	0	
投資有価証券評価損	219	
固定資産除却損	2	
固定資産圧縮損	0	
関係会社株式評価損	103	
特定工事損失	<u>406</u>	<u>734</u>
税金等調整前当期純利益		2,836
法人税、住民税及び事業税	163	
法人税等調整額	<u>△11</u>	<u>152</u>
少数株主損益調整前当期純利益		2,683
当 期 純 利 益		<u>2,683</u>

連結株主資本等変動計算書

(自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成24年4月1日残高	19,838	25,326	69,250	△12,357	102,058
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,797		△1,797
当期純利益			2,683		2,683
自己株式の取得				△9	△9
自己株式の処分		△0		1	0
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度中の変動額合計	—	△0	886	△7	877
平成25年3月31日残高	19,838	25,326	70,136	△12,365	102,936

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
平成24年4月1日残高	9,655	9,655	111,714
当連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△1,797
当期純利益			2,683
自己株式の取得			△9
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)	9,331	9,331	9,331
当連結会計年度中の変動額合計	9,331	9,331	10,209
平成25年3月31日残高	18,987	18,987	121,923

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- | | |
|------------|--|
| ①連結子会社の数 | 2社 |
| 連結子会社の名称 | 奥村機械製作(株)、太平不動産(株) |
| ②非連結子会社の名称 | オーエステー工業(株)、オーシー産業(株)、鎌倉温水プールPFI(株)、奥村機械製作股份有限公司、加須農業集落排水PFI(株)、木更津教育サービスPFI(株)、吹田南千里PFI(株)、奈良新県営プールPFI(株) |

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外している。

(2) 持分法の適用に関する事項

- | | |
|------------------------------|--|
| ①持分法を適用している非連結子会社および関連会社はない。 | |
| ②持分法非適用の非連結子会社の名称 | オーエステー工業(株)、オーシー産業(株)、鎌倉温水プールPFI(株)、奥村機械製作股份有限公司、加須農業集落排水PFI(株)、木更津教育サービスPFI(株)、吹田南千里PFI(株)、奈良新県営プールPFI(株) |

持分法非適用の関連会社の名称 (株)スィムシティ鹿児島

(持分法を適用しない理由)

上記の持分法非適用の非連結子会社および関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外している。

(3) 会計処理基準に関する事項

①重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券	
満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
その他有価証券	
時価のあるもの	連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法
デリバティブ	時価法
たな卸資産	
未成工事支出金	個別法による原価法

その他のたな卸資産	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
②重要な減価償却資産の減価償却の方法	
有形固定資産 (リース資産を除く)	定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法。 なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっている。
無形固定資産 (リース資産を除く)	定額法 なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法によっている。
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
③重要な引当金の計上基準	
貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。
完成工事補償引当金	完成工事等に係る瑕疵担保およびアフターサービス等の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高等に対する将来の見積補償額を計上している。
賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上している。
工事損失引当金	受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上している。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。会計基準変更時差異は、15年による均等額について費用の減額処理をしている。過去勤務債務は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理することとしている。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生連結会計年度の翌連結会計年度から費用処理することとしている。

④重要な収益および費用の計上基準 完成工事高および完成工事原価 の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）、その他の工事については工事完成基準によっている。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約については工事完成基準によっているが、工期2年以上かつ請負金額50億円以上の工事については、工事進行基準によっている。

⑤のれんの償却方法および償却期間

のれんは、原則5年で均等償却している。ただし、重要性がない場合、発生連結会計年度に一括償却することとしている。なお、平成22年3月31日以前に発生した負ののれんは原則5年で均等償却している。

⑥重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっている。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては一体処理によっている。

⑦その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

2. 会計方針の変更に関する注記

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

法人税法の改正にともない、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微である。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 下記の資産は長期借入金22百万円（うち短期借入金へ振替3百万円）および流動負債「その他」（預り金）120百万円の担保に供している。

建	物	92百万円
土	地	54百万円
計		146百万円

② 下記の資産は工事用リース資材の担保に供している。

現金預金（定期預金）	4百万円
------------	------

③ 下記の資産は住宅建設瑕疵担保保証の担保に供している。

投資有価証券	113百万円
--------	--------

④ 下記の資産はPFI事業の契約履行義務等の担保に供している。

投資有価証券	1百万円
--------	------

⑤ 下記の資産は関係会社の借入金の担保に供している。

投資有価証券	74百万円
--------	-------

⑥ 下記の資産は長期借入金2,000百万円の担保に供している。

投資有価証券	2,390百万円
--------	----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

15,161百万円

(3) 保証債務

下記の法人のマンション売買契約手付金の返済について保証を行っている。

日本グランデ㈱ 17百万円

(4) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金等の金額

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金およびその他のたな卸資産（仕掛品）と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金等のうち、工事損失引当金に対応する額は302百万円である。

(5) 資産の所有目的の変更

所有目的の変更により有形固定資産に計上していた土地142百万円および構築物0百万円をその他のたな卸資産（販売用不動産）へ振替えている。

4. 連結損益計算書に関する注記

(1) 工事進行基準による完成工事高	161,601百万円
(2) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額	863百万円
(3) 研究開発費の総額	689百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	228,326,133株	一株	一株	228,326,133株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,797	9	平成24年3月31日	平成24年6月29日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの次のとおり決議を予定している。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,797	利益剰余金	9	平成25年 3月31日	平成25年 6月28日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については銀行借入、資金運用については、低リスク、元本確保を原則として主に短期的な預貯金等で運用する方針である。デリバティブについては、外貨建取引の為替相場変動リスクおよび借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針である。

②金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形および完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されている。これらは取引ごとに期日管理および残高管理を行い、受注から債権回収完了まで取引先の状況を継続的に把握する体制としている。

有価証券および投資有価証券は、満期保有目的の債券および主に業務上の関係を有する企業の株式で、市場リスクに晒されている。

これらは定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直している。営業債務である支払手形および工事未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。

借入金は主に運転資金のために資金調達している。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されているが、当社グループでは、月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理している。

外貨建金銭債権（営業債権）は為替相場の変動リスクに、外貨建借入金は市場金利および為替相場の変動リスクに晒されているが、これらを回避する目的で、デリバティブ取引（為替予約取引、金利通貨スワップ取引）をヘッジ手段として利用している。なお、ヘッジ会計の方法については、前述の「会計処理基準に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」に記載している。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従っている。また、デリバティブ取引の契約先は、信用度の高い大手金融機関に限定しており、信用リスクは低いと判断している。

③金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもある。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるもの、独立行政法人福祉医療機構の年金住宅資金貸付、独立行政法人勤労者退職金共済機構の財形持家転貸融資にともなう借入金ならびにこの転貸である貸付金は、次表には含まれていない（(注)2を参照）。

(単位 百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
①現金預金	13,448	13,448	—
②受取手形・完成工事未収入金等 貸倒引当金(*)	98,240 △4,034		
	94,205	94,194	△10
③有価証券および投資有価証券 ・満期保有目的の債券 ・その他有価証券	15,115 53,997	15,120 53,997	4 —
④長期貸付金 貸倒引当金(*)	75 △0		
	74	76	1
資 産 計	176,842	176,838	△4
①支払手形・工事未払金等	47,488	47,488	—
②短期借入金	16,400	16,400	—
③リース債務	105	100	△4
④長期借入金	4,000	4,010	10
負 債 計	67,994	67,999	5
デリバティブ取引	—	—	—

(*) 受取手形・完成工事未収入金等および長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除している。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資 産

①現金預金

現金預金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

②受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価は、債権額を一定の期間ごとに分類し、1年以内に決済されるものは、帳簿価額が時価とほぼ等しいことから当該帳簿価額、1年を超えて決済されるものは、期間に応じた国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算出している。

なお、時価は個別に計上している貸倒引当金を控除して算出している。

③有価証券および投資有価証券

譲渡性預金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっている。

④長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算出している。

また、貸倒懸念債権については担保および保証による回収見込額等により時価を算出している。

負債

①支払手形・工事未払金等、ならびに②短期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

③リース債務

リース債務の時価は、債務の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出している。

④長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当該借入金の残余期間および当社の信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定している。なお、変動金利によるものは市場金利を反映しており、また、当社の信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。

デリバティブ取引

為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている受取手形・完成工事未収入金等と一体として処理されているため、その時価は、当該受取手形・完成工事未収入金等の時価に含めている。

金利通貨スワップの一体処理（特例処理・振当処理）によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めている。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額1,478百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③有価証券および投資有価証券」に含めていない。独立行政法人福祉医療機構および独立行政法人勤労者退職金共済機構からの借入（短期借入金：連結貸借対照表計上額16百万円、長期借入金：同128百万円）および従業員への転貸（長期貸付金：連結貸借対照表計上額147百万円）は、重要性が乏しいため記載していない。

7. 賃貸等不動産に関する注記

当社および一部の連結子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸土地や賃貸倉庫、賃貸オフィスビルを所有している。

なお、賃貸倉庫の一部については、当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としている。

これら賃貸等不動産および賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額および時価は、次のとおりである。

(単位 百万円)

	連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	19,194	7,808	27,003	42,095
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	1,431	△238	1,193	7,737
合計	20,625	7,570	28,196	49,832

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額である。

2. 賃貸等不動産の期中増減額のうち、当連結会計年度の主な増加額は不動産取得 (8,120百万円) であり、主な減少額は減価償却費 (268百万円) である。

3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額 (指標等を用いて調整を行ったものを含む。) である。

また、賃貸等不動産および賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する当連結会計年度における損益は、次のとおりである。

(単位 百万円)

	連結損益計算書における金額		
	賃貸収益	賃貸費用	差額
賃貸等不動産	2,781	653	2,127
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	621	121	499
合計	3,402	775	2,627

(注) 賃貸収益とこれに対応する賃貸費用 (減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等) は、それぞれ「不動産事業等売上高」および「不動産事業等売上原価」に計上されている。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	610円48銭
(2) 1株当たりの当期純利益	13円43銭

9. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示している。

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	140,272	流動負債	94,020
現金預金	13,377	支払手形	4,607
受取手形	4,590	工事未払金	42,193
完成工事未収入金	90,963	短期借入金	16,416
有価証券	15,000	リース債務	24
販売用不動産	678	未払法人税等	202
未成工事支出金	8,484	未成工事受入金	9,142
不動産事業支出金	2,785	預り受入金	10,350
未収入金	6,344	完成工事補償引当金	466
その他の引当金	2,422	賞与引当金	1,852
貸倒引当金	△4,373	工事損失引当金	1,792
固定資産	89,850	資産除去債務	33
有形固定資産	30,169	仮受消費税等	5,162
建物・構築物	7,880	その他の負債	1,775
機械・運搬具	157	固定負債	16,628
工具器具・備品	141	長期借入金	4,128
土地	21,897	リース債務	59
建設仮勘定	78	繰延税金負債	10,302
無形固定資産	283	退職給付引当金	2,023
投資その他の資産	59,397	資産除去債務	39
投資有価証券	55,108	その他の負債	75
関係会社株	348	負債合計	110,648
長期貸付金	3,583	純資産の部	
長期未収入金	2,928	株主資本	100,478
その他の引当金	360	資本金	19,838
貸倒引当金	△2,931	資本剰余金	25,326
		資本準備金	25,322
		その他資本剰余金	4
		利益剰余金	67,678
		利益準備金	4,959
		その他利益剰余金	62,719
		特別償却準備金	1
		固定資産圧縮積立金	3,429
		固定資産圧縮特別勘定積立金	1
		別途積立金	56,700
		繰越利益剰余金	2,587
		自己株式	△12,365
		評価・換算差額等	18,996
		その他有価証券評価差額金	18,996
資産合計	230,123	純資産合計	119,474
		負債純資産合計	230,123

損益計算書

(自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日)

(単位 百万円)

売 上 高	184,959	
完成工事高	7,982	192,941
不動産事業等売上高	174,793	
売 上 原 価	3,969	178,763
完成工事原価	10,165	
不動産事業等売上原価	4,012	14,177
売 上 総 利 益	13,186	13,186
完成工事総利益		
不動産事業等総利益		
販売費及び一般管理費		1,015
営業利益		12,171
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,410	
貸倒引当金戻入額	609	
為替差益	353	
その他の	243	2,616
営業外費用		
支払利息	179	
支払手数料	62	
その他の	6	249
経常利益		3,382
特別利益		
固定資産売却益	5	
投資有価証券売却益	1	7
特別損失		
固定資産売却損	0	
投資有価証券評価損	219	
固定資産除却損	2	
固定資産圧縮損	0	
関係会社株式評価損	103	
特定工事損失	406	734
税引前当期純利益		2,654
法人税、住民税及び事業税	140	
法人税等調整額	△25	114
当期純利益		2,540

株主資本等変動計算書

(自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本										
	資 本 剰 余 金					利 益 剰 余 金					
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金					利益剰余金合計
						特償準備金	別却積立金	固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮特別勘定積立金	別途積立金	
平成24年4月1日残高	19,838	25,322	425,326	4,959	1	3,464	6	61,700	△3,196	66,936	
当期中の変動額											
別途積立金の取崩								△5,000	5,000	—	
剰余金の配当									△1,797	△1,797	
当期純利益									2,540	2,540	
自己株式の取得											
自己株式の処分			△0	△0							
特別償却準備金の取崩						△0			0	—	
固定資産圧縮積立金の取崩							△35		35	—	
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩								△4	4	—	
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)											
当期中の変動額合計	—	—	△0	△0	—	△0	△35	△4	△5,000	5,783	742
平成25年3月31日残高	19,838	25,322	425,326	4,959	1	3,429	1	56,700	2,587	67,678	

(単位 百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成24年4月1日残高	△12,357	99,744	9,680	9,680	109,424
当期中の変動額					
別途積立金の取崩		—			—
剰余金の配当		△1,797			△1,797
当期純利益		2,540			2,540
自己株式の取得	△9	△9			△9
自己株式の処分	1	0			0
特別償却準備金の取崩		—			—
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩		—			—
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)			9,315	9,315	9,315
当期中の変動額合計	△7	734	9,315	9,315	10,050
平成25年3月31日残高	△12,365	100,478	18,996	18,996	119,474

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券

子会社株式および関連会社株式

その他有価証券

時価のあるもの

償却原価法（定額法）

移動平均法による原価法

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②デリバティブ

時価法

③たな卸資産

販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

未成工事支出金

個別法による原価法

不動産事業支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっている。

②無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法によっている。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

②完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保およびアフターサービス等の費用に備えるため、当期の完成工事高に対する将来の見積補償額を計上している。

③賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上している。

④工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当期末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上している。

⑤退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。会計基準変更時差異（825百万円）は、15年による均等額について費用の減額処理をしている。過去勤務債務は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理することとしている。数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしている。

- (4) 完成工事高および完成工事原価の計上基準
 当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）、その他の工事については工事完成基準によっている。
 なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約については工事完成基準によっているが、工期2年以上かつ請負金額50億円以上の工事については、工事進行基準によっている。
- (5) ヘッジ会計の方法
 原則として繰延ヘッジ処理によっている。
 なお、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては一体処理によっている。
- (6) 消費税等の会計処理
 税抜方式によっている。

2. 会計方針の変更に関する注記

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

法人税法の改正にともない、当期より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微である。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 下記の資産は長期借入金22百万円（うち短期借入金へ振替3百万円）および預り金120百万円の担保に供している。

建	物	92百万円
土	地	54百万円
計		146百万円

② 下記の資産は工事用リース資材の担保に供している。

現金預金（定期預金） 4百万円

③ 下記の資産は住宅建設瑕疵担保保証の担保に供している。

投資有価証券 113百万円

④ 下記の資産はPFI事業の契約履行義務等の担保に供している。

投資有価証券 1百万円

⑤ 下記の資産は関係会社の借入金の担保に供している。

関係会社株式 74百万円

⑥ 下記の資産は長期借入金2,000百万円の担保に供している。

投資有価証券 2,390百万円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 13,679百万円
- (3) 保証債務
- ① 関係会社の工事履行に対する保証を行っている。 1百万円
- ② 下記の法人のマンション売買契約手付金の返済について保証を行っている。
日本グランデ㈱ 17百万円
- (4) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務
- 関係会社に対する短期金銭債権 2,688百万円
- 関係会社に対する短期金銭債務 616百万円
- 関係会社に対する長期金銭債権 3,423百万円
- (5) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額
損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建て
で表示している。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当
金に対応する額は245百万円である。
- (6) 資産の所有目的の変更
所有目的の変更により有形固定資産に計上していた土地142百万円および構築物0百万円を販売
用不動産へ振替えている。

4. 損益計算書に関する注記

- (1) 工事進行基準による完成工事高 161,601百万円
- (2) 売上高のうち関係会社に対する部分 1,981百万円
- (3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高 1,383百万円
- (4) 完成工事原価のうち工事損失引当金繰入額 854百万円
- (5) 関係会社との営業取引以外の取引高 609百万円
- (6) 研究開発費の総額 688百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	28,579,984株	32,448株	3,231株	28,609,201株

(注) 1. 増加は、単元未満株式の買取りによるものである。

2. 減少は、単元未満株式の買増請求による売渡しによるものである。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	11,921百万円
有価証券評価損等	3,335百万円
貸倒引当金	2,320百万円
たな卸資産評価損等	1,730百万円
退職給付引当金	720百万円
賞与引当金	704百万円
工事損失引当金	678百万円
工事未払金・未払費用等	557百万円
債権の貸倒償却	66百万円
その他	296百万円
繰延税金資産小計	<u>22,330百万円</u>
評価性引当額	<u>△22,330百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>一百万円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△8,396百万円
固定資産圧縮積立金	△1,899百万円
その他	△5百万円
繰延税金負債合計	<u>△10,302百万円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△10,302百万円</u>

7. 関連当事者との取引に関する注記
 子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の 所有割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	太平不動産㈱	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 および返済	521百万円	短期貸付金 および 長期貸付金	4,582百万円
				利息の受取	80百万円	—	—
				配当金の 受取	294百万円	—	—

(注) 資金の貸付に係る金利については、市場金利を勘案して合理的に決定している。
 なお、担保は受け入れていない。また、取引金額は純増減額を記載している。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 598円21銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 12円71銭 |

9. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示している。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月7日

株式会社 奥 村 組
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 紳太郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 生越 栄美子 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社奥村組の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社奥村組及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成25年5月7日

株式会社 奥 村 組
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 紳太郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 生越 栄美子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社奥村組の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を求め、その業務および財産の状況を調査しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討しました。

さらに各監査役は、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成25年5月13日

株式会社 奥村組 監査役会

常勤監査役 西上雄策^⑨

常勤監査役 竹村勇二^⑨

監査役 出島信彦^⑨

監査役 高橋義雄^⑨

監査役 伴 義聖^⑨

(注) 監査役 出島信彦、高橋義雄、伴 義聖の3名は、社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益配分につきましては経営上の最重要課題の一つと認識しており、財務状況等を総合的に勘案して、かねてよりの安定配当1株当たり9円または業績に対応するものとして配当性向が50%に相当する額のいずれか高い方を配当することを基本方針としております。

当期の期末配当および剰余金の処分につきましては、この基本方針に基づき次のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金9円 総額 1,797,452,388円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月28日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 700,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 700,000,000円

第2号議案 取締役10名選任の件

現任取締役10名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	おくむら たかのり 奥村 太加典 (昭和37年3月15日生)	昭和61年4月 当社入社 平成6年6月 当社取締役 平成13年4月 当社常務取締役 平成13年12月 当社代表取締役社長(現任)	1,001,790株
2	ひらこ たかいく 平子 高育 (昭和23年2月12日生)	昭和49年1月 当社入社 平成16年4月 当社執行役員 平成16年6月 当社取締役 執行役員 平成20年1月 当社取締役 常務執行役員 平成22年6月 当社代表取締役 専務執行役員(現任) 平成22年6月 当社管理本部長(現任)	144,165株
3	やまぐち としお 山 口 俊 男 (昭和22年12月20日生)	昭和46年4月 当社入社 平成17年6月 当社執行役員 平成20年1月 当社常務執行役員 平成20年6月 当社取締役 常務執行役員 平成22年6月 当社取締役 専務執行役員(現任) 平成24年4月 当社東日本支社長(現任)	82,180株
4	あおき こうぞう 青木 浩三 (昭和22年9月6日生)	昭和41年3月 当社入社 平成18年6月 当社執行役員 平成20年10月 当社常務執行役員 平成20年10月 当社西日本支社長(現任) 平成21年6月 当社取締役 常務執行役員 平成24年6月 当社取締役 専務執行役員(現任)	69,178株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	つちやま まこと 土谷 誠 (昭和22年7月27日生)	昭和47年4月 当社入社 平成15年6月 当社執行役員 平成16年6月 当社取締役 執行役員 平成18年6月 当社執行役員 平成19年3月 当社参与 平成21年4月 当社執行役員 平成21年6月 当社取締役 執行役員 平成22年4月 当社土木本部長(現任) 平成22年6月 当社取締役 常務執行役員 平成24年6月 当社取締役 専務執行役員(現任)	92,891株
6	たかみ かずお 高見 一夫 (昭和25年11月7日生)	昭和48年4月 当社入社 平成16年6月 当社執行役員 平成20年10月 当社常務執行役員 平成21年6月 当社取締役 常務執行役員(現任) 平成24年4月 当社東京本社営業担当(現任)	83,049株
7	ふじおか せいいち 藤岡 誠一 (昭和27年6月1日生)	昭和52年4月 当社入社 平成22年4月 当社執行役員 平成22年4月 当社建築本部長(現任) 平成22年6月 当社取締役 執行役員 平成24年6月 当社取締役 常務執行役員(現任)	45,890株
8	こばやし としお 小林 俊雄 (昭和26年9月28日生)	昭和49年4月 当社入社 平成20年1月 当社執行役員 平成22年6月 当社取締役 執行役員(現任) 平成22年10月 当社東日本支社副支社長(現任)	42,676株
9	みずの ゆういち 水野 勇一 (昭和28年7月22日生)	昭和54年4月 当社入社 平成20年10月 当社東日本支社副支社長(現任) 平成22年6月 当社取締役 執行役員(現任)	37,069株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
10	齊藤 洸 (昭和21年7月12日生)	昭和55年4月 検察官任官 平成2年5月 弁護士登録 平成3年10月 齊藤洸法律事務所(現 齊藤・大西法律事務所)開業(現任) 平成24年6月 当社取締役(現任)	3,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 齊藤洸氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、同氏を東京証券取引所および大阪証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出ております。
4. 同氏を社外取締役候補者とした理由は、特に高度な法的知識を有することなどから、当社の業務執行の適法性確保のために有益であると判断したためであります。
5. 同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として長年にわたり企業法務の実務に携わってこられ、経営に関する高い見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしております。
6. 同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
7. 当社は、同氏との間で責任限定契約を締結しております。
- なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定は、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 監査役2名選任の件

現任監査役西上雄策、出島信彦の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	やまうち こういち *山内晃 (昭和26年8月19日生)	昭和50年4月 当社入社 平成16年10月 当社管理本部人事部長 平成20年10月 当社西日本支社副社長 平成23年4月 当社東日本支社副社長(現任)	11,399株
2	つじ かずお *辻一夫 (昭和22年8月7日生)	平成18年7月 大阪国税局調査第二部長 平成19年8月 税理士登録 平成19年8月 辻一夫税理士事務所開業(現任)	3,000株

- (注)
- *印は、新任候補者であります。
 - 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 辻一夫氏は、社外監査役候補者であります。
 - 同氏は、東京証券取引所および大阪証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
 - 同氏を社外監査役候補者とした理由は、特に高度な税務知識を有することなどから、当社の業務執行の適正性確保のために有益であると判断したためであります。
 - 同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、税理士として企業会計の実務に携わってこられ、経営に関する高い見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしております。
 - 同氏の選任が承認された場合、社外監査役としての機能を十分発揮できるよう同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
 - 社外監査役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - 上記の責任限定は、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上

株主総会会場ご案内

